

岐阜県教職員組合連絡会議 青年部

団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和5年11月10日 15:30～

会 場 1703会議室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（15：30）
2. 岐阜県教職員組合連絡会議 議長 あいさつ
3. 要望にかかる質疑
4. 団体交渉の終了（17：00）

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議 青年部（令和5年11月10日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
① 青年教職員の「働き方改革」について		
1	<p>現場では勤務記録を正しく報告できない実態があります。勤務記録や報告書等は、教育委員会にダイレクトに送信してから管理職に戻す方式に変えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月45時間超の報告書内容を本人に修正させる。 ・生徒が下校したら「勤務終了」と記録として、残業をする。 ・朝7時に出勤していても子どもたちが来る7時45分にタイムカードを記録している。 	<p>出退勤管理システムへの正確な入力・記録は、退勤時刻（定時制課程を除く学校において、午後7時）を過ぎて勤務する場合に、事前に管理職等に対し、勤務の内容や退勤予定時間を書面で申告することと合わせて、検証分析による業務改善につながるものと考えています。</p> <p>教職員に対して本取組の意義について引き続き周知するとともに、管理職に対しては、校長会議等の機会を利用して正確な報告をするよう引き続き周知してまいります。</p>
2	<p>19時以降に残業する場合や月45時間超で提出した報告書がどのように生かされ、改善に反映されているのか、全教職員にわかりやすく説明する資料を配付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書が役立っているのか分からないことが誤った勤務記録をする理由になっています。 ・残業の責任が教員個人に負わされており、正確に勤務記録をつけない原因になっています。 	<p>「教職員の働き方改革プラン2023」に示しているように、当該教職員ごとに、時間外在校等時間の内容、長時間勤務の原因・理由について把握し、改善策を講じているところです。</p>
3	<p>教員の勤務の特殊性から、「結婚特休」は年間を通じて教育に支障のない時期に取得できるようにしてください。また、結婚に関わる諸手続等を円滑に進めるために、「結婚特休」を分割しても取得できるようにしてください。</p>	<p>いわゆる結婚特休については、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則第75条第1項第25号において規定されております。</p> <p>県職員については、結婚の日の5日前から当該結婚の日後1月を経過する日までに取得することとなっておりますが、教育職員については、結婚の日後、概ね6か月を経過するまでの授業に支障のない時期についても承認できるものとしています。</p> <p>特別休暇の取得については、県職員全体にかかわることになるため、知事部局の動向を踏まえて対応する必要があります。</p>
4	<p>「年次休暇の取得」を促進するため、年休の付与を9月1日にしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中に残りの年休日数を活用することができます。 ・香川県等ではすでに行われています。 	<p>「教職員の働き方改革プラン2023」における『長時間勤務・多忙化解消に向けた取組の推進』の中に「年次休暇の取得促進」があり、各学校において一層の計画的な休暇取得ができるよう管理職に周知しているところです。</p> <p>また、年次休暇の付与を「1月1日」から変更することにつきましては、知事部局との調整が必要となるため、今後検討してまいります。</p>

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議 青年部（令和5年11月10日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
5	<p>「健康管理の日」と「人間ドック」等は別の特休であることを管理職や事務職員に周知するとともに、取得の条件を広く解釈するように指示してください。</p> <p>・「健康管理の日」に健康診断や人間ドックを受けなければならないと指示する学校があります。</p>	<p>「健康管理の日」は、健康の維持・回復のための措置を講じるための特別休暇であり、健康管理に関する実践に努めるよう通知がなされております。</p> <p>なお、「健康管理の日」は誕生日とすることが望ましいとしているところを、教員に対しては、児童生徒の教育に支障のないように、年間を通じて授業の支障のない適当な日を選び「健康管理の日」として取得できるよう配慮されています。こうした休暇の趣旨等を理解し、適切に活用できるよう機会を捉えて周知に努めてまいります。</p>
6	<p>岐阜県で働く青年教員のモチベーションを高めるため、近県の教員には認められている若年層でのリフレッシュ休暇の拡充をすすめてください。</p> <p>・長野県では10年目から5年ごとに5日以上の子年休、愛知県では20年、25年、30年に9日以内の子年休、静岡県では35歳から5年ごとに3日連続休暇など、他県では拡充されています（2017年現在）。</p>	<p>30年勤続表彰受賞者への特別休暇は、定年まで残り10年を切る年齢に達した職員に対し、改めて講習やボランティア活動への参加等による自己研鑽や社会貢献の機会を提供し、もって職員の資質向上や内面の充実等（さらには、それを通じた公務能率の向上）を図ることを意図したものであります。</p> <p>そのため、拡充については知事部局の動向も踏まえて対応していくこととなります。</p>
7	<p>教員の本務は授業や担任です。教員でなくてもできる業務には専門のスタッフを配置してください。</p> <p>・特に「会計」「集金」「授業や担任として関係のない印刷作業」などの業務が若い教員や実習助手などに任せられがちです。</p>	<p>働き方改革の推進のため、教員の業務負担軽減を目的として、スクール・サポート・スタッフや業務アシスタント、部活動指導員等の外部人材の配置と活用を進めているところです。また、これらの外部人材をの活用を促進するため、昨年度活躍事例集を作成し配布しています。今後も校内で優先的に担っていただく業務を精選するなど、学校へ働きかけてまいります。</p>
<p>② 部活動等について</p>		
1	<p>岐阜県の最低賃金が10月から40円引き上げられ、950円となりました。部活動手当の時間単価もそれに見合うよう引き上げてください。</p>	<p>平成31年4月施行の部活動手当の改正は、平成30年3月に国で策定された運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインにおいて、学校の休業日における部活動は「3時間程度」と示され、義務教育費国庫負担金算定基準が改正されたことに伴うものです。</p> <p>なお、義務教育費国庫負担金算定基準の改正に合わせて、平成30年1月から部活動手当等の額を県単独措置の2時間分も含めて増額改正しております。</p> <p>ガイドラインの方向性等に沿った内容としておりますので、ご理解ください。</p>

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議 青年部（令和5年11月10日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
<p>2</p> <p>早急に部活動顧問は希望する教員のみとなるよう早急に改善してください。</p> <p>・「部活顧問は希望制に」という声が多いことはアンケート結果からも明らかです。</p>	<p>運動部活動の地域移行に関する国の検討会議の提言の中に、休日の運動部活動の地域移行の達成時期のめどについて、令和7年度末とすることが示されました。残された期間で地域移行を実現するために、具体的な取組やスケジュール等を明確にし、今まで以上に関係各所と連携を深めることが重要であると考えます。</p> <p>令和5年度は、休日部活動の新たな地域クラブ活動への移行に向けてのコーディネーター（各6地区に1名）を配置し、各地区の実践事例の聞き取り調査及び、市町村等が開催する地域移行に関する会議において、情報提供等を実施しております。</p> <p>また、年3回地域部活動推進会議を開催し、各市町村の担当者と進捗の確認や意見交換等を行い、各市町村の取組が加速するよう努めています。</p>
<p>3</p> <p>中体連・高体連大会の役員や救護担当等を教員に委嘱しないよう、協会に要請してください。やむを得ず委嘱する場合は、役員報酬を引き上げるよう要請してください。</p> <p>・特に20代、30代の教員に委嘱され、大きな負担となっています。</p>	<p>県中体連の主催する大会は、全国中学校体育大会の予選の1大会となっています。競技の特性もありますが、審判などは、協会や連盟に協力してもらい（県中体連が手当支給）、役員は教員が担うことで運営されています。</p> <p>H30年度からは、全ての競技で養護教諭の依頼を止め、看護師を配置するなど改善に努めています。</p> <p>引き続き地区大会においても同様の対応となるよう、県中体連に働きかけてまいります。</p> <p>また、R1年度に可茂地区、R3年度に西濃及び美濃地区において、各都市大会を実施せず地区大会からの実施、さらには、R4年度から陸上競技において美濃・可茂地区の合同開催を実施しており、大会数の精選をしました。</p> <p>また、その他の地区においても郡市中体連大会の見直しをする計画をしており、大会数を精選することで教員の負担軽減に取り組んでいます。</p> <p>高体連の主催する大会は、全国・東海高校総体県予選会及び県高校新人大会の2大会となっております。</p> <p>審判・役員などは、協会や連盟に協力してもらい（高体連が手当支給）ながら、教員が中心となって運営されています。</p> <p>協会等への役員依頼は、謝金、旅費の支払が発生し、参加料の値上げにつながる恐れもあることから、難しいのではないかと考えていますが、今後、大会数のさらなる精選と併せて、役員数の見直し等についても関係団体に働きかけてまいります。</p> <p>教職員の働き方を見直し、負担軽減を図るために、休日及び週休日の部活動の大会引率において、一部の大会にて勤務の振替が可能となるよう変更しました。</p>
<p>③ 研修・出張等について</p>	
<p>1</p> <p>全員が受講しなければならない研修はオンデマンドにするなどして、複数日程で受講できるようにしてください。</p> <p>・小規模校では一人当たりの分掌も多く、より多くの負担がかかります。</p> <p>・同じ学校に研修受講者が複数いると、他の職員にも負担が大きくなります。</p>	<p>今年度もオンラインを積極的に活用し、オンライン上でもグループでの討議やチャットによる意見交流等を行いながら、学び合える場の提供に努めております。</p> <p>今後も、研修のねらいや内容に応じて、集合による研修と同時双方向型やオンデマンドによるオンライン研修を使い分けることで、教員等のニーズに応じた研修の充実に尽力してまいります。</p>

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議 青年部（令和5年11月10日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
<p>2 飛騨地域や恵那地域からの出張は移動時間が長く、事故などの危険もあります。負担の軽減、旅費等の経費削減のために、オンデマンド研修やグループミーティング等のオンライン化を充実させてください。そのための学校内のネットワーク環境も整備してください。</p>	<p>今年度もオンラインを積極的に活用し、オンライン上でもグループでの討議やチャットによる意見交流等を行いながら、学び合える場の提供に努めております。</p> <p>今後も、研修のねらいや内容に応じて、集合による研修と同時双方向型やオンデマンドによるオンライン研修を使い分けることで、教員等のニーズに応じた研修の充実に尽力してまいります。</p> <p>学校内のネットワーク環境については、令和2年度に国の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金を活用して実態に応じて各市町村で整備が行われています。追加でネットワーク環境の整備が必要であれば充実や改善に関しても、設置者である市町村が行うべきものですので、要望については市町村にお伝えください。なお、国庫補助金については、注視し、市町村へ情報を提供します。</p>
<p>3 教育実践論文の提出を強制する学校がいまだにあります。主催する岐阜大学教育学部同窓会は外部団体であり、執筆は自由であることを、学校・教育事務所・市町村教委に指導・周知してください。また、「検討会」等も行わないように指導してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本来の業務時間を超えて執筆することもあり、「働き方改革」に逆行しています。 ・さらに「勤務ではないから勤務中に執筆するな」という管理職がいます。 	<p>教育実践論文については、外部団体である岐阜大学教育学部同窓会が事業を主催しており、教育研修課、教育事務所が審査等について支援をしているのが現状です。</p> <p>したがって、当該がその提出の在り方について指導する立場にはありませんが、岐阜大学教育学部同窓会事務局へは教職員の負担軽減を考えてほしいという声があることを伝えてまいります。</p>
<p>4 出張等の伺いや報告の様式を統一することで業務の効率化がはかれます。フォームのデジタル化でペーパーレス化している県もあります。岐阜県も同様の様式を早急を実現してください。</p>	<p>各学校において出張時に使用する様式については、それぞれ学校の実態に合わせた様式になっております。</p> <p>今後の電子申請等の導入や効率化の観点から、様式の簡素化や統一の必要性の有無等について引き続き検討してまいります。</p>
<p>5 年次有給休暇・特別休暇など、権利について十分に知らない教員が多数います。給与や勤務条件に関する内容を研修で配付するようにしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「年休」は本当に自分が取りたいときに自由に取れる様に意識を変えていくことが大切です。 ・若いうちから権利を行使することで、職場全体が健全な働き方となることが考えられます。 	<p>各学校において年度当初に、給与等に関する内容や勤務条件に関する内容について周知するよう管理職等への働きかけを行ってまいります。</p>

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合連絡会議 青年部（令和5年11月10日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
	④ 採用・異動について	
1	奨学金返済補助制度を過去の採用者に遡って適用してください。また、同制度で採用する枠を県立学校にも拡充してください。	奨学金返還支援制度につきましては、令和5年度採用の小学校教諭・中学校教諭を対象としており、過去の採用に遡っての適用は予算上困難となります。今後、県立学校採用の教諭等への拡充については、検討してまいります。
2	本人の希望がない限り、小・中学校の交流人事は行わないようにしてください。 ・異なる校種への異動で、精神的なストレスにより病気休職に追い込まれる青年教職員がいます。	様々な校種を経験することが本人の成長や県内の教育水準の向上のため有効であると考えられることから、県教委では校種間交流を積極的に進めています。 ただし、個別の人事配置にあたっては教職員へのヒアリングを丁寧に行い、可能な限り配慮してまいります。
3	次年度に統廃合・合併が決まっている学校へは異動させないようにしてください。 ・赴任したばかりの学校で引越し等の業務をさせられ、大きな負担です。	統廃合や合併による開校や閉校に伴い、当該校でしか味わうことができない貴重な経験をすることができます。 その中で、本来教員が行わなくてもよい業務により過度な負担を負うことがないよう、市町村教育委員を通して学校に指導助言してまいります。
4	本人や配偶者が妊娠をしている場合や、未就児を養育している期間は、異動しない配慮をしてください。保育園等の申請が間に合わない場合もあります。やむを得ない場合でも地域を超える異動を避けてください。	人事異動にあたっては、教職員の家庭状況等も丁寧に把握した上で、可能な限り配慮してまいります。
5	引越しを伴う異動の場合、4月からの住居が見つからない場合があります。教員も県職員アパートに入居ができるようにしてください。	県職員アパートにつきましては、知事部局との連携、調整を踏まえて対応していくこととなります。
6	異動の有無は2月末には伝えるようにしてください。また、小・中学校の交流人事や引越しを伴う異動がある場合は、2月中旬に伝えてください。	各職員への内示日については、できる限り早い時期に設定できるように努力をしているところです。
7	初任者の赴任旅費を復活させるとともに、前年度末まで臨時的任用や実習助手などで、岐阜県で勤務して4月から正規となった者に対しても赴任旅費が支給されるよう、条例の改正をおこなってください。	臨時的任用職員や実習助手について、正規の試験を受け、教諭になった場合は、岐阜県職員等旅費条例施行規則で定める「新規採用職員」に該当しないため、赴任旅費を支給することはできません。 他県の動向を注視して、岐阜県職員等旅費条例、施行規則の見直しについては、過去に見直しされております。 ご理解願います。

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議 青年部（令和5年11月10日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
<p>⑤ ハラスメントについて</p>	
<p>1 パワハラ・セクハラ等について、組合には相談が多く寄せられています。誰にも相談できず、声を上げられない教職員も多数いると推測されます。管理職を含むすべての教職員に対し、ハラスメントをなくす働きかけをおこなってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手教員に運動のトラックのラインを引かせる、会計業務を押しつける、ゴミ集めをさせられた。 ・中学校から小学校への異動のために、育休中に小学校免許を取らされた。 	<p>県教育委員会では、「教職員の働き方改革プラン2023」に基づき、ハラスメントの速やかな察知と解決に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>具体的には、「エントリーシート」を用いたハラスメント調査を定期的実施しているほか、悩みを抱えた教職員がより相談しやすいように「弁護士による外部相談窓口」や、ハラスメントや職場の悩みをワンストップで受け付ける「専用相談窓口」を事務局内に開設し産業カウンセラーの資格を有する者が相談に当たるほか、「臨床心理士による相談」を県庁、最寄りの総合庁舎や県立学校においても受けられる体制を整備し、運用しているところです。</p> <p>「専用相談窓口」、「外部相談窓口」、「臨床心理士による相談」等については、リーフレットを作成し、職場研修やメール、掲示板等での周知に加え、上記ハラスメント調査（年3回）の都度にも周知することとしています。</p> <p>さらに、保健師（医療職）が対応するメンタルヘルス相談窓口の積極的な利用の呼びかけや、外部機関（共済組合本部）の相談窓口を紹介するなど、窓口利用のより一層の多様化を促進してまいります。</p> <p>また、職員の意識改革を進めるため、初任者、新任3主任や新任管理職に対して、職員の経験や役職に応じてハラスメント防止等の研修を行っているほか、県教育委員会の「ハラスメント指針」を適宜改正するなど、管理職を含む全教職員に対してハラスメントの防止について指導を行っています。特に、新任校長研修において、弁護士を講師として、グループワークで事例研究を実施するなど、管理職に対する研修の充実を図ったところです。</p> <p>全職員を対象とした研修等については、5月の「働きやすい職場づくり」に向けた取組において、各学校で具体的事例を基にしたアンガーマネジメント研修を実施し、意見交換を行って理解を深めたほか、11月の「過労死等防止啓発月間」においても、外部相談窓口の弁護士を講師とした新たな研修動画を、全ての教職員が視聴する予定です。</p> <p>加えて、ハラスメント防止指針である「職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する指針」（令和5年4月改正）の周知徹底により、引き続きハラスメントに対する意識の向上を図ってまいります。</p> <p>なお、5月、11月の職場研修の資料については、教育事務所を通じて市町村教育委員会にも提供し、同様の取組がなされるよう働きかけてまいります。</p>